

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項中「その者」を「当該技能職員」に改め、同条第五項を次のとおり改める。

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号)第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条中第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員を降格させた場合における当該技能職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第五)の降格後の号給欄に定める号給とする。

第四条の二を削る。

第八条の五を第八条の六とし、第八条の四を第八条の五とし、第八条の三の次

に次の一条を加える。

(高齢者部分休業をする者の給与等)

第八条の四 技能職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与及び退職手当については、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条及び第四条の例による。

2 退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算については、職員の退職手当に関する規則(平成二十五年埼玉県規則第五十四号)第六条の例による。

附則第三項を削り、附則に次の見出し及び二項を加える。

(給料に関する経過措置)

3 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年埼玉県条例第三十一号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)第二条第二号に掲げる職員に相当する技能職員にあつては六十三歳)に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第四条第一項、第三項及び第四項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額(この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考の規定(以下この項において「給料表の備考」という。)を適用しないものとする。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)に給料表の備考を適用させた額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

一 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び非常勤の技能職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。)

附則に次の見出し及び二項を加える。

(退職手当に関する経過措置)

5 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第三十四項、第三十五項及び第三十八項の規定の適

用については、同条例附則第三十四項及び第三十五項中「六十歳」とあるのは「六十三歳」とし、同条例附則第三十八項中「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十三歳とする。）」とする。

6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する規則附則第二項から第五項までの規定の適用については、同規則附則第二項の表中「六十歳」とあるのは「六十三歳」と、同規則附則第三項中「前項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）附則第六項において読み替えられた前項の表」と、同規則附則第四項及び第五項中「附則第二項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程附則第六項において読み替えられた附則第二項の表」とする。

別表第五（第四条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	

29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101

93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		

125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項中「前三項」を「前六項」に、「第六項まで」を「第九項まで」に改め、同項を附則第十項とし、附則第六項の次に次の三項を加える。

7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則

第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に百分の百一・五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。

8 附則第五項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第五項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第六項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第六項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）附則第三項及び第四項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している技能職員には適用しない。

3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項及び附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた技能職員の給料月額は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の規程第四条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）で

あるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第三条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

6 前三項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職員の例による。

- 一 次号に掲げる技能職員以外の技能職員 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員
- 二 県立学校に勤務する技能職員 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務

務職員であるものとした場合における学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける職員

（補則）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。